

## 競 争 入 札 公 告

独立行政法人日本学術振興会において、下記の契約について競争に付します。

1. 競争入札事項 労働者派遣個別契約（研究者コミュニティ（同窓会）支援に係る業務他庶務業務）
2. 競争参加資格 (1) 独立行政法人日本学術振興会契約規則第5条に規定する競争参加者資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、平成29年度の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」に格付けされている者であること。（ただし、国の競争参加資格においては関東甲信越地区における資格であること。）  
(2) 独立行政法人日本学術振興会契約規則第4条に規定する競争参加者の制限に係る事項に該当しない者であること。  
(3) 本件に係る入札説明会に参加した者であること。  
(4) プライバシーマーク付与認定事業者であること。  
(5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に定める一般労働派遣事業者又は特定労働派遣事業者であること。  
(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。  
(7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定するところの暴力団員及びその構成員、準構成員又はその関係者でないこと。  
(8) 派遣労働者に対する教育研修制度が確立されていること。  
(9) 派遣予定の労働者を確保している者であること。
3. 入札方法 入札金額は、1人1時間当たりの単価を記入すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
4. 落札決定方法 本公告に示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、独立行政法人日本学術振興会契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
5. 派遣期間等 平成29年7月1日から平成30年10月15日まで（労働者の過半数代表者からの意見聴取の結果によっては平成32年6月30日まで期間延長の場合有り）
6. 入札説明書の  
交付方法 本公告の日から下記の場所にて交付する。なお、入札説明書の郵送は行わない。  
独立行政法人日本学術振興会総務企画部会計課（**麴町ビジネスセンター10階**）
7. 入札説明会の  
日時及び場所 平成29年5月11日（木）午後3時00分  
独立行政法人日本学術振興会入札室（**麴町ビジネスセンター10階**）  
なお、説明会の参加人数は1競争参加者あたり1名とする。
8. 提出物の提出期限  
及び提出場所 平成29年5月30日（火）午後5時00分  
独立行政法人日本学術振興会総務企画部会計課（**麴町ビジネスセンター10階**）
9. 開札の日時  
及び場所 平成29年6月9日（金）午後2時00分  
独立行政法人日本学術振興会入札室（**麴町ビジネスセンター10階**）
10. 入札の無効 独立行政法人日本学術振興会契約規則第15条各号に掲げる入札書は無効とする。
11. 契約条件 別紙労働者派遣個別契約書（案）、基本契約書（案・必要な場合のみ）、派遣業務仕様書及び抵触日の通知書（案）のとおり

12. 契約保証金 免除する。
13. 契約書の作成 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
14. 独立行政法人の契約に係る情報の公表 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。
- これに基づき、以下のとおり、当振興会との関係に係る情報を当振興会のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
- なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。
- (1) 公表の対象となる契約先  
次のいずれにも該当する契約先
- ①当振興会において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
  - ②当振興会との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報  
上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ①当振興会の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当振興会OB)の人数、職名及び当振興会における最終職名
  - ②当振興会との間の取引高
  - ③総売上高又は事業収入に占める当振興会との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
- ①契約締結日時点で在職している当振興会OBに係る情報(人数、現在の職名及び当振興会における最終職名等)
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当振興会との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
15. その他 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

平成29年5月8日

契約担当者  
独立行政法人日本学術振興会  
理事長 安西 祐一郎